

調達仕様書

1 業務の名称

広島がん高精度放射線治療センター医療情報ネットワークシステム用ハードウェア調達・設定業務

2 業務の目的

広島がん高精度放射線治療センター（以下「センター」という。）に整備している当該システムの現行契約の期間満了及び Windows10 のサポート終了に伴い、セキュリティ面での安全性担保等のため、関連機器を更新する。

3 業務の内容

調達するハードウェアは別紙「機器仕様書」のとおりとし、次のとおり措置すること。

（1）機能について

- ア 現行システム動作保証内の機種（ドライバ等含む）を選定し、運用に支障をきたさないサーバ機器類を導入すること。
- イ 入力系は概ね 1 秒以内、照会系は 3 秒以内となるようなシステム応答速度が実現可能な端末であること。ただし、多項目にわたる検索を伴う業務や大量のデータを参照する業務については除くものとするが、患者への診察業務に直接影響を与えるような場面での使用においては、業務に支障のない範囲の応答速度を実現できること。
- ウ 法令に定める文書の保管期間を満たすためのデータ容量を持たせること。
- エ 電子カルテシステムサーバ・オーダリングサーバ等のクリティカルな業務を担うサーバは、耐障害性を十分に考慮し、業務が完全に停止しないための対策を講じること。障害により業務サービスが停滞もしくは悪化してから、通常の状態に復旧するまでの時間は数分以内となるよう努めること。
- オ ディスクアレイは、RAID 構成で冗長性を備えることが可能であること。
- カ UPS（無停電電源装置）を用意すること。
- キ 各種サーバは、UPS と接続し、自動シャットダウン機能等に対応すること。
- ク 入力電源系統の分岐方法は、発注者と十分協議すること。

（2）搬入等について

- ア 受注者はハードウェア等を発注者の指示により、「7 納入期限」に定める期限までに搬入、開梱、据付、配線（電源工事等を含む。）及び設定（以下、「搬入等」という。）すること。
- イ サーバ機器類については発注者の指定する場所に搬入し、ハードウェア等の開梱、据付、配線及び設定作業（システム保守業者の指定するサーバ据付、コンソール接続、ホスト OS のインストール、UPS 等）を行う（以下、「仮設置」という。）こと。
- ウ サーバ機器以外について、発注者の指定する場所に搬入等を行うこと。搬入等は、次のとおりとすること。
 - ・ 端末：OS インストール、Office インストール、NW 設定、コンピュータ名の設定、イメージ作成、設定手順書作成
 - ・ 複合機（プリンタ）：NW設定、コンピュータ名設定、据付
- エ 搬入等に必要な機器、ツール、媒体、事務用品等の調達、交通費、宿泊費及び通信費

等は受託者の負担とすること。

オ 搬入等に係る施設内への出入りに際しては、身分証の提示、又は名札の着用をすること。

カ 受注者は搬入等に携わる者全員に施設内の行動に関する倫理・道徳・社会的常識的指導を行うこと。

キ 搬入等は発注者の希望する日時に合わせ、それが休日や夜間であっても費用の追加は発生しないこと。

ク 本業務で発生する梱包材は受注者が処分することとし、廃棄に係る追加の費用は発生しないこと。

(3) サーバの設置について

ア 納入されるすべてのサーバ及びストレージは、施錠可能な 19 インチ・ラックに収納できることとし、ラックには地震対策を施すこと。

イ 地震対策は仮設置後に行われるシステム更新作業完了後に行うこと（以下、「本設置」という）。

ウ 地震対策はスラブとアンカーボルトで固定することとし、付随するスラブへの穴あけやOAフロアパネルの切取も行うこと。

エ サーバラックは、保守性を考慮し、ラック前面に保守スペースを確保すること。また、ラック背面も、可能な限り保守スペースを確保すること。

オ サーバラックの構成等については、発注者と十分協議を行なうこと。

(4) その他

ア 業務の実施にあたっては、発注者及びセンター職員（以下「発注者等」という。）と十分に協議・調整を行うとともに、発注者等が必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。

イ 業務の遂行中に既存の建物、施設、設備等に損傷を与えた場合は、直ちに発注者等に報告するとともに、受託者の責任において速やかに修復すること。

ウ 各機器の納入後、発注者等及びシステム移行業者において実施するシステム更新作業の期間においても、受注者は発注者等からの要請により随時現地での立会、問い合わせ並びにネットワーク設定等の技術的支援に無償で対応すること。

エ 納入物に初期不良等の瑕疵が見つかった場合には、発注者の指示に基づき、交換等の対応を行い、追加の費用は発生しないこと。

オ 受注者は業務完了後であっても、本契約の範囲内における発注者の問い合わせ等に応じること。

カ 複合機及びA4モノクロプリンタはトナーが搭載された状態で納品すること。

4 運用・保守に関する要件

(1) 役割分担

運用における役割分担を次のとおり定める。

ハードウェア保守	受託者 (異常発生時には、発注者又はシステム保守業者の要請により、ハードウェアに異常がないかの調査を実施する。障害原因が本契約の調達物に係るものであれば、受託者が現状回復する。)
----------	--

障害発生時の初期対応	システム保守業者 (受託者はシステム保守業者の要請に基づき、技術者を派遣すること。)
起動と停止	システム保守業者
データのバックアップ	システム保守業者
データのリカバリー	システム保守業者
システムの監視	システム保守業者

(2) 保守要件

- ア 本システムの保守体制を円滑に実施するため、電話、FAX、電子メール等による受付窓口を有した保守体制（サポート体制）を整備すること。
- イ 保守体制、連絡体制及び担当者氏名について書面で提出すること。
また、体制等に変更があった場合は速やかに再提出すること。
- ウ 平日（土・日・祝祭日を除く）8時30分から17時30分までの間に生じた障害については、直ちに対応すること。
また、この時間外に発生した障害についても受け付けられる体制とし、緊急性のある場合は、県と別途協議の上、適切に対応できる体制を確保すること。
- エ 障害等が発生した場合は、発注者等からの通報に対して適切な対応を行うとともに、現地での対応が必要と判断される場合は、障害通知後4時間以内に現地に駆けつけ復旧作業を開始すること。
- オ 障害復旧後は、その原因、実施作業内容、再発防止策及び今後の留意事項等について、文書で報告すること。
- カ 本システムを運用する上で必要な情報の提供に努め、助言を求められた場合には速やかに対応すること。
- キ ハードウェア等におけるバグの修正は発注者及びシステム保守業者と協議の上、無償で行うこと。
また、本契約により納入したハードウェア等については、通常の使用により故障した場合、無償修理に応じること。修理及び交換は迅速に行い、修理等が長期間に及ぶ場合は代替品の無償貸与等の措置を講じること。
- ク 本契約で調達するハードウェアは、納入から令和12年9月末まで保守サービスを提供できること。
- ケ 本システムの安定稼働のため、適正なレベルで、定期点検等の予防保守を行うこと。

5 情報の管理

- ・ 受託者は、この委託契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについて、センターが別に定める院内の個人情報保護に係る基本方針を遵守しなければならない。
- ・ 受託者は、本業務の受託により知り得た患者の個人情報を含む全ての情報を、いかなる理由を問わず、センターの許可なく第三者に開示・発表・転用等を行ってはならない。
- ・ 受託者は、本業務の履行に携わる担当者に対し、履行場所以外での作業を禁止するとともに、委託業務契約が継続されている間だけでなくその終了後についても、機密保持を義務づけ、個人情報を保護しなければならないことについて周知・徹底を図ること。

6 実施計画

受託者は契約後、発注者と協議の上、実施計画を策定し、進捗状況について適宜発注者に報告すること。

8 業務の報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を提出すること。

なお、仮設置完了後にも中間報告を行うこと。

7 納入期限

(1) サーバ機器類

仮設置：令和8年2月2日（月）まで

※上記日程までにサーバのOS起動確認までを行うこと。

本設置：令和8年2月23日（月）

※上記期限までに地震対策を行うこと。

(2) サーバ機器以外

令和8年2月23日（月）まで